

平成 24 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市 監 査 委 員

芦 監 報 第 9 号

平成 2 5 年 9 月 2 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 長 谷 基 弘

平成 2 4 年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 4 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成24年度芦屋市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)第3条第1項及び第22条第1項の規定により,市長から提出された平成24年度決算に係る健全化判断比率(実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称)及び資金不足比率(下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年7月23日から平成25年8月23日まで

第3 審査の方法

本審査は,市長から提出された平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は,いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率		12.22	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率		17.22	30.00
実 質 公 債 費 比 率	13.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	129.1	350.0	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じない場合の比率は,「 」と表示している。
- 2 財政健全化法第4条の規定に基づき,健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には,財政の早期健全化のための計画を定めなければならないとされている。

また、財政健全化法第8条の規定に基づき、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標の総称）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政の再生のための計画を定めなければならないとされている。

- (2) 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）
地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）以外の公営企業（以下「法非適用企業」という。）に係る本市の特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

（単位：％）

区 分	平成24年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計		20.0
宅地造成事業特別会計		20.0
都市再開発事業特別会計		20.0

備考

- 1 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「 」と表示している。
- 2 財政健全化法第23条の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 個別意見

健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の概要及び算定基礎事項等は、審査資料（7～21ページ）のとおりである。

- (1) 実質赤字比率（審査資料8・9ページ）

（単位：％）

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
	12.19	20.00		12.18	20.00		12.22	20.00

備考 実質赤字額が生じない場合の実質赤字比率は、「 」と表示している。

一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計を合わせた一般会計等の平成24年度決算において、実質赤字額は生じていない。実質収支額は、300,486千円の黒字額であり、前年度の黒字額1,552,807千円に比べ1,252,321千円減少（減少率80.65%）している。

これは、一般会計の実質収支額が1,271,617千円減少したためであり、その積算内訳において、歳出総額が1,229,319千円増加（市立病院整備費1,011,800千円増加、起債元金償還金367,345千円増加、財政基金積立金550,446千円増加等）、翌年度へ繰り越すべき財源が

299,481千円増加したことによるものである。

これにより、実質収支額（実質黒字額）の標準財政規模に対する比率は1.29%で前年度の6.58%に比べ5.29ポイント低下している。

(2) 連結実質赤字比率（審査資料10～12ページ）

（単位：％）

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
	17.19	35.00		17.18	30.00		17.22	30.00

備考 連結実質赤字額が生じない場合の連結実質赤字比率は、「 」と表示している。

一般会計及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。なお、平成23年度より老人保健医療事業特別会計は対象外である。）を合わせた全会計の平成24年度決算において、連結実質赤字額は生じていない。連結実質収支額は、2,505,500千円の黒字額であり、前年度の黒字額3,813,071千円と比較すると、1,307,571千円減少（減少率34.29%）している。

平成24年度決算では全会計で実質黒字額又は資金剰余額を計上しているものの、一般会計実質収支額の減少1,271,617千円及び水道事業会計資金剰余額の減少251,861千円等により、連結実質収支額は前年度より大きく減少している。

なお、連結実質収支額（連結実質黒字額）の標準財政規模に対する比率は10.83%で前年度の16.17%に比べ5.34ポイント減少している。

(3) 実質公債費比率（審査資料13～15ページ）

（単位：％）

実質公債費比率			早期健全化基準	財政再生基準
平成22年度	平成23年度	平成24年度		
15.3	13.0	13.3	25.0	35.0

平成24年度決算に基づき、地方債の元利償還金及び準元利償還金から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた額は2,869,773千円（前年度2,178,499千円）であり、これを標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた額18,523,652千円（前年度18,518,699千円）で除して算出した平成24年度の単年度の実質公債費比率は15.49248%である。

同様の算定方法により算出した単年度の実質公債費比率は、平成22年度12.69542%、平成23年度11.76378%であり、平成22年度から平成24年度までの3か年の単年度の比率

を平均した平成24年度実質公債費比率は13.3%である。

なお、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成19年度決算に係る比率より平成23年度決算に係る比率まで、各年度の実質公債費比率の推移をみると、いずれも早期健全化基準25.0%を下回る比率で毎年度低下しており、平成24年度決算に係る実質公債費比率は前年度より0.3ポイント上昇したものの、大勢は低下する傾向にある。

(4) 将来負担比率（審査資料16～18ページ）

（単位：％）

将来負担比率			早期健全化基準
平成22年度	平成23年度	平成24年度	
181.6	148.3	129.1	350.0

平成24年度決算に基づき、将来負担額から充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額は23,931,284千円（前年度27,471,293千円）であり、これを標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた額18,523,652千円（前年度18,518,699千円）で除して算出した将来負担比率は129.1%であり、前年度の148.3%に比べ19.2ポイント低下している。

当該比率が低下した主な理由は、将来負担額95,908,567千円（前年度99,663,089千円）のうち、主として一般会計の地方債現在高58,913,648千円が前年度（63,561,714千円）より4,648,066千円減少したためである。

なお、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成19年度決算に係る比率より平成24年度決算に係る比率まで、各年度の将来負担比率の推移をみると、いずれも早期健全化基準350.0%を下回る比率で逡減しており、着実な地方債の償還により将来負担すべき実質的な負債の比率は低下（改善）している。

(5) 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

（審査資料19～21ページ）

（単位：％）

区 分	資金不足比率			経営健全化基準
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
下水道事業特別会計				20.0
宅地造成事業特別会計				20.0
都市再開発事業特別会計				20.0

備考 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は、「 」と表示している。

下水道事業特別会計，宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の平成24年度決算において，いずれの会計も資金の不足額は生じていない。この3会計は，財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成19年度決算より当年度の決算に至るまで，いずれの年度においても資金の不足額を生じておらず，指摘すべき事項はない。

なお，当年度の状況は次のとおりである。

ア 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計の資金の剰余額は7,348千円であり，前年度の資金の剰余額2,557千円と比較すると，4,791千円増加（増加率187.37%）している。これは，取付工事等分担金収入が減少したものの，国庫支出金（社会資本整備総合交付金），一般会計繰入金等の収入が増加したため，結果として資金の剰余額が増加したものである。

なお，資金の剰余額の事業の規模1,600,332千円（前年度1,606,175千円）に対する比率は0.4%で，前年度（0.1%）に比べ0.3ポイント上昇している。

イ 宅地造成事業特別会計

宅地造成事業特別会計の資金の剰余額は1,012,650千円であり，前年度の資金の剰余額1,062,872千円と比較すると，50,222千円減少（減少率4.73%）している。当該会計の事業は高浜町の宅地分譲事業であり，当年度の資金の剰余額の減少は，資金不足比率の算定における土地収入見込額（未分譲宅地の売却による収入見込額）が減少したためである。

なお，資金の剰余額の事業の規模96,180千円（前年度307,500千円）に対する比率は1,052.8%で，前年度（345.6%）に比べ707.2ポイントと大幅に上昇している。これは，土地売払収入の大幅な減少に伴い，事業の規模が大きく減少し，結果として比率が上昇したものである。

ウ 都市再開発事業特別会計

都市再開発事業特別会計の資金の剰余額は45,341千円であり，前年度の資金の剰余額31,358千円と比較すると，13,983千円増加（増加率44.59%）している。当該会計の事業は，ラ・モール芦屋の保留床の貸付，売却等の管理事業であり，当年度の資金の剰余額の増加は，主として保留床処分金の収入の皆増によるものである。

なお，資金の剰余額の事業の規模10,324千円（前年度9,973千円）に対する比率は439.1%で，保留床処分金の収入の皆増により前年度（314.4%）より124.7ポイント上昇している。

3 結び

平成24年度決算に係る健全化判断比率において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準の数値を下回っている。

法非適用企業に係る特別会計（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）の資金不足比率についても、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

とりわけ、将来負担比率については、財政健全化法に基づく指標の公表を開始した平成19年度決算以来、その比率は着実に低下しており、限られた財源においても市債の償還が確実に行われていることを示している。

本市財政の将来を展望すると、引き続き長期にわたって多額の公債費を負担する状況にあり、一方、少子化に伴う生産年齢人口の減少等により市税収入の大幅な伸びは期待できず、さらに高齢者人口の増加により社会保障費は増大していくことが予想される。加えて大規模地震の発生も危ぶまれており、本市の財政運営は前途多難であると言わなければならない。

このような厳しい財政状況において、必要な市民サービスを安定的に提供していくために、どのような施策を実施すべきか、行財政運営の創意工夫を期待したい。

審 查 資 料

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率					
一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得費特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計		↑	↑	↑	
		介護保険事業特別会計					
		老人保健医療事業特別会計 (平成22年度まで)					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計	法非適用	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	↑ 資金不足比率	↑	↑
			宅地造成事業	宅地造成事業特別会計			
		法適用	宅地造成事業	都市再開発事業特別会計			
				病院事業会計			
			宅地造成事業以外	水道事業会計			
一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団		↑	↑	↑	↑	
	丹波少年自然の家事務組合						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合						
地方公社	芦屋市土地開発公社		↑	↑	↑	↑	
損失補償している団体	阪神福祉事業団						
	兵庫県信用保証協会		↑	↑	↑	↑	

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

2 実質赤字比率

(1) 概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものである。

本市の一般会計等は、一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計である。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額が生じない場合は、「 」（なし）

備考

$$1 \quad \text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

$$\begin{aligned} \text{繰上充用額} &= \text{歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額} \\ &= \text{形式赤字} + \left[\begin{array}{l} \text{継続費の繰次繰越額} + \text{繰越明許費繰越額} \\ + \text{事故繰越額} - \text{未収入特定財源} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\text{支払繰延額} = \text{実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額}$$

$$\text{事業繰越額} = \text{実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額}$$

$$2 \quad \text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

臨時財政対策債発行可能額 =
一般財源の不足に充てる地方債。基準財政需要額より算定され、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置される。

(2) 算定基礎事項及び実質赤字比率

(単位：千円，%)

区 分		2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
A 一般会計等実質収支額 (1) + (2) (は実質赤字額)		430,406	1,552,807	300,486	1,252,321	80.65
一 般 会 計	(1) 実質収支額 - (は実質赤字額)	418,795	1,523,924	252,307	1,271,617	83.44 -
	歳入歳出差引額 ア - イ (形式収支額)	530,326	1,563,164	591,028	972,136	62.19
	ア 歳入総額	44,150,320	37,125,380	37,382,563	257,183	0.69
	イ 歳出総額	43,619,994	35,562,216	36,791,535	1,229,319	3.46
	翌年度へ繰り ア ~ オ計 - カ 越すべき財源	111,531	39,240	338,721	299,481	763.20
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	129,666	129,666	皆増
	イ 繰越明許費 繰越額	255,754	287,611	1,570,795	1,283,184	446.15
	ウ 事故繰越額	1,995	0	166,400	166,400	皆増
	エ 事業繰越額	22,164	13,629	18,437	4,808	35.28
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
カ ア ~ オに係る未収入特定財源	168,382	262,000	1,546,577	1,284,577	490.30	
公 共 用 地 取 得 費 特 別 会 計	(2) 実質収支額 - (は実質赤字額)	11,611	28,883	48,179	19,296	66.81
	歳入歳出差引額 ア - イ (形式収支額)	11,611	28,883	48,179	19,296	66.81
	ア 歳入総額	888,169	161,495	183,524	22,029	13.64
	イ 歳出総額	876,558	132,612	135,345	2,733	2.06
	翌年度へ繰り ア ~ オ計 - カ 越すべき財源	0	0	0	0	-
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	-
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	-
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
カ ア ~ オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	-	
B 標準財政規模 (1) ~ (3)計		23,541,556	23,567,788	23,129,535	438,253	1.86
(1) 標準税収入額等		19,834,714	20,134,096	19,900,073	234,023	1.16
(2) 普通交付税額		1,799,486	1,738,512	1,577,523	160,989	9.26
(3) 臨時財政対策債発行可能額		1,907,356	1,695,180	1,651,939	43,241	2.55
実質赤字比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (は実質赤字比率)		1.82	6.58	1.29	5.29 ポイント	
実質赤字比率 実質赤字額が生じない場合は、 実質赤字比率は「 」(なし)						

3 連結実質赤字比率

(1) 概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての財政運営の健全度を示すものである

本市の全会計は、一般会計及び特別会計（法適用企業に係る特別会計を含む。）である。

<p>[算定式]</p> $\text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

連結実質赤字額が生じない場合は、連結実質赤字比率は「 」(なし)

備考

1 連結実質赤字額 = (実質黒字額 + 資金の剰余額)
 - (実質赤字額 + 資金の不足額) のマイナスの値

実質黒字額 = 歳入（繰上充用額，支払繰延額及び事業繰越額を除く）が
 歳出を超える場合の当該超える額

資金の剰余額 =

【法適用企業】 流動資産 - { 流動負債 + 建設改良費等以外の経費
 の財源充当地方債現在高 }

【法非適用企業】 実質黒字額 - 建設改良費等以外の経費
 の財源充当地方債現在高

実質赤字額 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考1」のとおり

資金の不足額 =

【法適用企業】 { { 流動負債 + 建設改良費等以外の経費
 の財源充当地方債現在高 } - 流動資産 }

- 解消可能資金不足額

【法非適用企業】

{ { 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) } + 建設改良費等以外の経費
 の財源充当地方債現在高 }

- 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額 = 事業の性質上，事業開始後一定期間に構造的
 に資金の不足額が生じる等の事情がある場合
 において，資金の不足額から控除する一定額

2 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び連結実質赤字比率

(単位：千円，%)

区 分		2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
A	連結実質収支額 1～4計 (は連結実質赤字額)	3,218,492	3,813,071	2,505,500	1,307,571	34.29
	1 一般会計等実質収支額 (は実質赤字額)	430,406	1,552,807	300,486	1,252,321	80.65
	2 一般会計等以外で公営企 (1)～(5)計 業の特別会計以外の特別 会計の実質収支額 (は実質赤字額)	53,890	145,429	237,732	92,303	63.47
国民健康 保険事業 特別会計	(1) 実質収支額 - (は実質赤字額)	5,340	93,003	55,474	37,529	40.35
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	5,340	93,003	55,474	37,529	40.35
	ア 歳入総額	8,860,977	9,201,471	9,444,179	242,708	2.64
	イ 歳出総額	8,855,637	9,108,468	9,388,705	280,237	3.08
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
介護保 険事業 特別会計	(2) 実質収支額 - (は実質赤字額)	4,090	3,919	116,714	112,795	2,878.16
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	4,090	3,919	116,714	112,795	2,878.16
	ア 歳入総額	6,151,205	6,484,738	6,850,297	365,559	5.64
	イ 歳出総額	6,147,115	6,480,819	6,733,583	252,764	3.90
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
老人保 健医療 事業特 別会計	(3) 実質収支額 - (は実質赤字額)	0				
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	0				
	ア 歳入総額	8,087				
	イ 歳出総額	8,087				
	翌年度へ繰り越すべき財源	0				
駐車 場事 業特 別会計	(4) 実質収支額 - (は実質赤字額)	530	542	530	12	2.21
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	530	542	530	12	2.21
	ア 歳入総額	335,523	337,487	338,743	1,256	0.37
	イ 歳出総額	334,993	336,945	338,213	1,268	0.38
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
後期 高齢 者医 療事 業特 別会計	(5) 実質収支額 - (は実質赤字額)	43,930	47,965	65,014	17,049	35.54
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	43,930	47,965	65,014	17,049	35.54
	ア 歳入総額	1,394,716	1,424,914	1,616,718	191,804	13.46
	イ 歳出総額	1,350,786	1,376,949	1,551,704	174,755	12.69
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-

(単位：千円，％)

区 分		2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
3 公営企業の特別会計で法 (1)～(3)計 非適用の特別会計の資金 収支額 (は実質赤字額)		1,495,972	1,096,787	1,065,339	31,448	2.87
下水道事業特別会計	(1) 資金収支額 - (は資金不足額)	11,407	2,557	7,348	4,791	187.37
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	11,407	3,625	7,548	3,923	108.22
	ア 歳入総額	2,913,653	2,765,148	2,801,417	36,269	1.31
	イ 歳出総額	2,902,246	2,761,523	2,793,869	32,346	1.17
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	1,068	200	868	81.27
宅地造成事業特別会計	(2) 資金収支額 - + (は資金不足額)	1,453,015	1,062,872	1,012,650	50,222	4.73
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	171,600	0	0	0	-
	ア 歳入総額	1,325,788	519,460	103,464	415,996	80.08
	イ 歳出総額	1,154,188	519,460	103,464	415,996	80.08
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
	土地収入見込額 (宅地造成事業)	1,281,415	1,062,872	1,012,650	50,222	4.73
都市再開発事業特別会計	(3) 資金収支額 - + (は資金不足額)	31,550	31,358	45,341	13,983	44.59
	歳入歳出差引額 ア-イ (形式収支額)	31,550	31,358	45,341	13,983	44.59
	ア 歳入総額	114,761	41,641	54,239	12,598	30.25
	イ 歳出総額	83,211	10,283	8,898	1,385	13.47
	翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0	-
	土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	0	0	0	-
4 公営企業の特別会計で法 (1)～(2)計 適用の特別会計の資金収 支額 (は資金不足額)		1,238,224	1,018,048	901,943	116,105	11.40
病院事業会計	(1) 資金収支額 - - (は資金不足額)	222,067	200,648	336,404	135,756	67.66
	流動資産	575,752	531,998	2,199,443	1,667,445	313.43
	流動負債	353,685	331,350	1,862,618	1,531,268	462.13
	建設改良費等以外の経費の 財源充当の地方債の現在高	0	0	421	421	皆増
水道事業会計	(2) 資金収支額 < - > - < - > (は資金不足額)	1,016,157	817,400	565,539	251,861	30.81
	流動資産	1,416,612	1,302,936	1,101,948	200,988	15.43
	流動負債	400,455	485,536	536,409	50,873	10.48
	建設改良費等以外の経費の 財源充当の地方債の現在高	0	0	0	0	-
B 標準財政規模		23,541,556	23,567,788	23,129,535	438,253	1.86
連結実質赤字比率の計算 【計算式】A ÷ B × 100 (%) (は連結実質赤字比率)		13.67	16.17	10.83	5.34 ポイント	
連結実質赤字比率 連結実質赤字額が生じない場合は、 連結実質赤字比率は「 」(なし)						

4 実質公債費比率

(1) 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、財政運営の健全度を示すものである。比率は、過去3か年の平均値を用いる。

本指標は、平成18年度に地方債許可制度から協議・許可制度に移行されたことに伴い導入されたものであり、この比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に地方債許可団体となり、25%以上35%未満の団体は一般単独事業債等を起こすことができなくなり、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除く。）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起こすことができなくなる。

[算定式]	
実質公債費比率 (%) = (3か年平均)	$\frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

備考

1 準元利償還金 = ~ の合計額

満期一括償還地方債について、償還期間30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
一時借入金の利子

2 特定財源 = ~ の合計額

国・県等からの利子補給
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金（災害援護資金貸付金償還金等）
公営住宅使用料
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

3 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び実質公債費比率

(単位：千円，%)

区 分	2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
A 地方債の元利償還金 -	7,762,625	7,621,033	7,857,364	236,331	3.10
地方債元利償還金 ア+イ	13,973,325	7,643,424	7,857,959	214,535	2.81
ア 地方債元利償還金 (一般会計)	13,336,255	7,511,492	7,723,228	211,736	2.82
イ 地方債元利償還金 (公共用地取得費特別会計)	637,070	131,932	134,731	2,799	2.12
から控除する繰上 償還額，借換債等 ア~エ計	6,210,700	22,391	595	21,796	97.34
ア 繰上償還額 (一般会計)	0	22,391	595	21,796	97.34
イ 繰上償還額 (公共用地取得費特別会計)	412,400	0	0	0	-
ウ 借換債を財源として償還した額	2,786,600	0	0	0	-
エ 満期一括償還地方債の元金に 係る分	3,011,700	0	0	0	-
B 準元利償還金 ~ 計	1,614,292	1,432,555	1,498,646	66,091	4.61
満期一括償還地方債を償還期間30年 とする元金均等年賦償還とした場合 の1年当たりの元金償還金相当額	190,390	0	0	0	-
一般会計等から一般会計等以外の 特別会計への繰出金のうち，公営 企業債の償還の財源に充てたと 認められるもの ア~ケ計	939,997	950,650	1,272,277	321,627	33.83
ア 水道事業	6,610	10,345	8,287	2,058	19.89
イ 病院事業	157,731	155,878	423,812	267,934	171.89
ウ 下水道事業	531,829	532,569	580,447	47,878	8.99
エ 駐車場整備事業	243,827	251,858	259,731	7,873	3.13
オ 宅地造成事業	0	0	0	0	-
カ 都市再開発事業	0	0	0	0	-
キ 国民健康保険事業	0	0	0	0	-
ク 介護保険事業(事業勘定)	0	0	0	0	-
ケ 後期高齢者医療事業	0	0	0	0	-
組合等への負担金・補助金のうち， 組合等が起こした地方債の償還に 充てたと認められるもの ア+イ	118,948	125,877	119,266	6,611	5.25
ア 阪神水道企業団	117,383	123,987	117,547	6,440	5.19
イ 丹波少年自然の家	1,565	1,890	1,719	171	9.05
債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	364,957	356,028	107,103	248,925	69.92
一時借入金の利子	0	0	0	0	-

(単位：千円，%)

区 分	2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
C 特定財源 ~ 計	1,849,843	1,826,000	1,880,354	54,354	2.98
国・県等からの利子補給	0	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 (災害援護資金貸付金に係るもの)	44,853	41,675	26,694	14,981	35.95
公営住宅使用料	376,326	355,951	305,244	50,707	14.25
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,428,664	1,428,374	1,548,416	120,042	8.40
その他	0	0	0	0	-
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ~ 計	5,198,323	5,049,089	4,605,883	443,206	8.78
災害復旧費等に係る基準財政需要額	3,184,064	3,168,648	2,708,731	459,917	14.51
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	1,356,557	1,247,958	1,256,517	8,559	0.69
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るものに限る)	90,766	72,183	79,984	7,801	10.81
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る)	380,673	368,633	357,197	11,436	3.10
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	113,135	114,483	115,587	1,104	0.96
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの)	73,128	77,184	87,867	10,683	13.84
E 標準財政規模	23,541,556	23,567,788	23,129,535	438,253	1.86
当年度の実質公債費比率の計算 【計算式】 (A + B - C - D) ÷ (E - D) × 100(%)	12.69542	11.76378	15.49248	3.72870 ポイント	/
実質公債費比率(過去3か年の平均)	15.3	13.0	13.3	0.3 ポイント	

5 将来負担比率

(1) 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率がフロー指標（一定期間の数値に係る分析比率）であるのに対して、本指標は将来の実質的な負担の量を測定するストック指標（一定期間の数値の総計に係る分析比率）である。

[算定式]	
将来負担比率 (%)	$= \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array}}$

備考

1 将来負担額 = ~ の合計額

当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高（満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高）債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費の支出に係るもの）で、一般会計等の負担見込額
 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込額等（負担等見込額）
 本市が加入する組合等が起こした地方債の元金償還金に充てる本市の一般会計等の負担等見込額
 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 連結実質赤字額
 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金額 = 上記1の ~ までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

3 特定財源見込額 = 特定財源（「4 実質公債費比率 (1) 概要 備考2」）及び地方債償還額に充てる国庫支出金・県支出金等の見込額

4 標準財政規模 「2 実質赤字比率 (1) 概要 備考2」のとおり

(2) 算定基礎事項及び将来負担比率

(単位：千円，%)

区 分	2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
A 将来負担額 ~ 計	105,339,215	99,663,089	95,908,567	3,754,522	3.77
一般会計等の当該年度の前年度末 における地方債現在高 ア+イ	74,553,471	70,192,614	65,544,548	4,648,066	6.62
ア 一般会計	67,922,571	63,561,714	58,913,648	4,648,066	7.31
イ 公共用地取得費特別会計	6,630,900	6,630,900	6,630,900	0	0.00
債務負担行為に基づく支出予定額 ア~ウ計	9,558,006	9,032,411	8,529,892	502,519	5.56
ア 大気汚染対策緑地建設事業	5,479,390	5,028,357	4,577,324	451,033	8.97
イ 特定買取賃貸住宅供給事業	1,546,264	1,496,337	1,444,851	51,486	3.44
ウ 山手幹線芦屋川横断部工事	2,532,352	2,507,717	2,507,717	0	0.00
他会計地方債元金償還金に充てる 一般会計等負担額見込額 ア~エ計	10,853,490	10,640,192	12,391,739	1,751,547	16.46
ア 下水道事業特別会計	8,042,846	7,444,035	7,158,535	285,500	3.84
イ 駐車場事業特別会計	1,149,202	932,718	704,483	228,235	24.47
ウ 水道事業会計	85,984	80,055	80,909	854	1.07
エ 病院事業会計	1,575,458	2,183,384	4,447,812	2,264,428	103.71
加入組合等の地方債元金償還金に 充てる負担等見込額 ア+イ	633,760	528,161	422,502	105,659	20.01
ア 阪神水道企業団	616,699	512,802	408,707	104,095	20.30
イ 丹波少年自然の家事務組合	17,061	15,359	13,795	1,564	10.18
退職手当支給予定額 ア+イ (全職員期末支給額一般会計等分)	7,388,514	6,931,474	6,689,808	241,666	3.49
ア 一般職	7,360,607	6,924,097	6,680,999	243,098	3.51
イ 特別職	27,907	7,377	8,809	1,432	19.41
設立法人の負債額・債務負担額の 一般会計等負担見込額 ア~ウ計	2,351,974	2,338,237	2,330,078	8,159	0.35
ア 地方道路公社	0	0	0	0	-
イ 土地開発公社	2,345,357	2,313,884	2,308,934	4,950	0.21
ウ 第三セクター等	6,617	24,353	21,144	3,209	13.18
阪神福祉事業団(損失補償付債務)	2,723	21,142	18,553	2,589	12.25
兵庫県信用保証協会(損失補償付債務)	3,894	3,211	2,591	620	19.31
一般会計等の連結実質赤字額	0	0	0	0	-
組合等連結実質赤字額相当額の 一般会計等負担見込額	0	0	0	0	-
B 充当可能基金額 ~ 計	17,890,794	18,406,754	18,841,706	434,952	2.36
財政基金	6,719,342	6,951,967	7,735,038	783,071	11.26
減債基金	4,525,421	4,537,802	4,550,825	13,023	0.29
退職手当基金	293,562	293,755	293,828	73	0.02
公共施設等整備基金	4,525,647	4,862,388	4,423,234	439,154	9.03
社会福祉「友愛」基金	158,327	161,065	163,717	2,652	1.65
市民文化振興基金	79,758	81,288	82,308	1,020	1.25
緑化基金	112,012	117,312	114,912	2,400	2.05
ボランティア基金	119,249	119,367	119,504	137	0.11
スポーツ振興基金	90,502	92,502	93,702	1,200	1.30
長寿社会福祉基金	310,929	311,239	311,816	577	0.19
環境保全基金	100,080	100,100	100,220	120	0.12
1.17あしやフェニックス基金	14,703	14,733	14,797	64	0.43
西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412	0	0.00
美術品等取得基金	1,273	1,273	1,273	0	0.00

(単位 : 千円 , %)

区 分	2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
土地開発基金	376,502	376,502	376,502	0	0.00
国民健康保険事業特別会計基金	23,641	23,648	26,026	2,378	10.06
介護給付費準備基金	183,221	123,401	195,592	72,191	58.50
介護従事者処遇改善臨時特例基金	18,213	0	0	0	-
C 特定財源見込額 ~ 計	12,714,690	13,834,406	13,962,061	127,655	0.92
災害援護資金貸付金(転貸債)に係る償還見込額	360,041	323,111	295,599	27,512	8.51
市営住宅使用料	2,579,774	2,988,670	3,281,374	292,704	9.79
都市計画税	9,774,875	10,522,625	10,385,088	137,537	1.31
D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ~ 計	41,416,035	39,950,636	39,173,516	777,120	1.95
消防費	0	0	0	0	-
道路橋りょう費	3,041,801	2,701,986	2,329,919	372,067	13.77
港湾費(港湾及び漁港)	0	0	0	0	-
都市計画費	3,526,536	3,146,720	2,759,340	387,380	12.31
公園費	190,849	171,019	151,408	19,611	11.47
下水道費	1,305,898	1,402,987	1,478,288	75,301	5.37
その他の土木費	1,263,200	1,017,367	773,762	243,605	23.94
小学校費	1,035,341	964,843	896,379	68,464	7.10
中学校費	49,383	46,631	43,616	3,015	6.47
高等学校費	0	0	0	0	-
その他の教育費	0	0	0	0	-
社会福祉費	0	0	15,750	15,750	皆増
保健衛生費	2,100,618	2,853,138	2,968,286	115,148	4.04
高齢者保健福祉費	0	0	0	0	-
清掃費	18,517	114,132	213,788	99,656	87.32
農業行政費	0	0	0	0	-
林野水産行政費	0	0	0	0	-
地域振興費	31,147	27,475	136,374	108,899	396.36
公債費 ア~シ計	28,852,745	27,504,338	27,406,606	97,732	0.36
ア 災害復旧債	659,542	67,041	456	66,585	99.32
イ 補正予算債償還費 (平成10年度以前許可債に係るもの)	4,457,802	3,825,106	3,825,106	0	0.00
ウ 補正予算債償還費 (平成11年度以降同意債に係るもの)	701,692	647,458	745,132	97,674	15.09
エ 地方税減収補てん債償還費	37,659	30,453	23,204	7,249	23.80
オ 臨時財政特例対策債償還費	127,386	71,652	20,799	50,853	70.97
カ 財源対策債償還費	3,778,673	3,391,214	3,004,961	386,253	11.39
キ 減税補てん債償還費	3,522,481	3,100,353	2,675,329	425,024	13.71
ク 臨時税収補てん債償還費	185,102	161,819	137,760	24,059	14.87
ケ 臨時財政対策債償還費	9,596,157	10,874,291	12,060,093	1,185,802	10.90
コ 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費		0	18,000	18,000	皆増
サ 地域改善対策特定事業債等償還費	325,147	258,502	204,919	53,583	20.73
シ 公害防止事業債償還費	5,461,104	5,076,449	4,690,847	385,602	7.60
E 標準財政規模	23,541,556	23,567,788	23,129,535	438,253	1.86
F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,198,323	5,049,089	4,605,883	443,206	8.78
将来負担比率 【計算式】 (A - B - C - D) ÷ (E - F) × 100(%)	181.6	148.3	129.1	19.2 ポイント	

6 資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）

(1) 概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

本市の公営企業に係る特別会計のうち、法非適用企業に係る特別会計は、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の3会計である。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額が生じない場合は、資金不足比率は「 」(なし)

備考

1 資金の不足額 「3 連結実質赤字比率 (1) 概要 備考1 」のとおり

2 資金の剰余額 「3 連結実質赤字比率 (1) 概要 備考1 」のとおり

なお、宅地造成事業を行う公営企業については、資金の剰余額の算定上、土地の造成等に要する経費の財源に充てるために起こした地方債の残高（及び他会計借入金の現在高）を控除する。

3 事業の規模 =

【法非適用企業】 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

なお、宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(2) 算定基礎事項及び資金不足比率（法非適用企業）

（単位：千円，％）

区 分		2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
下水道事業特別会計	A 資金収支額 - - + (は資金不足額)	11,407	2,557	7,348	4,791	187.37
	歳入歳出差引額 ア - イ (形式収支額)	11,407	3,625	7,548	3,923	108.22
	ア 歳入総額	2,913,653	2,765,148	2,801,417	36,269	1.31
	イ 歳出総額	2,902,246	2,761,523	2,793,869	32,346	1.17
	翌年度へ繰り ア～オ計 - カ 越すべき財源	0	1,068	200	868	81.27
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	70,000	73,474	2,500	70,974	96.60
	ウ 事故繰越額	0	0	29,000	29,000	皆増
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	70,000	72,406	31,300	41,106	56.77
	建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額 - 受託工事収益相当収入額)	1,644,546	1,606,175	1,600,332	5,843	0.36
資金不足比率の計算 【計算式】A ÷ B × 100 (%) (は資金不足比率)	0.6	0.1	0.4	0.3 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「 」(なし)						
宅地造成事業特別会計	A 資金収支額 - - + + (は資金不足額)	1,453,015	1,062,872	1,012,650	50,222	4.73
	歳入歳出差引額 ア - イ (形式収支額)	171,600	0	0	0	-
	ア 歳入総額	1,325,788	519,460	103,464	415,996	80.08
	イ 歳出総額	1,154,188	519,460	103,464	415,996	80.08
	翌年度へ繰り ア～オ計 - カ 越すべき財源	0	0	0	0	-
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	-
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	-
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	-
	建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	土地収入見込額(宅地造成事業)	1,281,415	1,062,872	1,012,650	50,222	4.73
B 事業の規模	171,600	307,500	96,180	211,320	68.72	
資金不足比率の計算 【計算式】A ÷ B × 100 (%) (は資金不足比率)	846.7	345.6	1,052.8	707.2 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「 」(なし)						

(単位：千円，%)

区 分		2 2 年度	2 3 年度 a	2 4 年度 b	増減 b - a	増減率
都市再開発事業特別会計	A 資金収支額 - - + + (は資金不足額)	31,550	31,358	45,341	13,983	44.59
	歳入歳出差引額 ア - イ (形式収支額)	31,550	31,358	45,341	13,983	44.59
	ア 歳入総額	114,761	41,641	54,239	12,598	30.25
	イ 歳出総額	83,211	10,283	8,898	1,385	13.47
	翌年度へ繰り越すべき財源 ア～オ計 - カ	0	0	0	0	-
	ア 継続費 遞次繰越額	0	0	0	0	-
	イ 繰越明許費 繰越額	0	0	0	0	-
	ウ 事故繰越額	0	0	0	0	-
	エ 事業繰越額	0	0	0	0	-
	オ 支払繰延額	0	0	0	0	-
	カ ア～オに係る未収入特定財源	0	0	0	0	-
	建設改良費等以外の経費の 財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	土地収入見込額 (宅地造成事業)	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 (営業収益相当収入額 - 受託工事収益相当収入額)	79,487	9,973	10,324	351	3.52
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100 (\%)$ (は資金不足比率)	39.6	314.4	439.1	124.7 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合は 資金不足比率は「 」(なし)						